平成25年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員

平成25年度裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）及び同（大卒程度試験）の人間科学区分の試験事務に参画する臨時委員は、次のとおりである。

平成25年4月1日　最高裁判所

1　第1次試験基礎能力試験（多肢選択式）担当

神戸大学大学院准教授	芦谷　政浩
千葉大学准教授	安部　朋世
専修大学教授	飯尾　秀幸
東北大学大学院教授	井龍　康文
神戸大学大学院教授	桔梗　宏孝
明星大学准教授	清田　洋一
成蹊大学准教授	小林めぐみ
学校法人鎌形学園理事兼東京学館浦安高等学校長	佐藤　英幸
千葉大学教授	佐藤　宗子
成蹊大学教授	里川　重夫
法政大学准教授	篠原　隆介
慶應義塾大学准教授	清水唯一朗
首都大学東京教授	首藤　啓
金沢大学教授	藤解　和也
聖心女子大学准教授	長野　美香
愛知工業大学准教授	中村　豪
筑波大学教授	中村　幸治
北海道大学大学院准教授	仁平　尊明
京都大学大学院教授	服部　高宏
東北学院大学准教授	細谷　圭
首都大学東京准教授	源川　真希
駒澤大学教授	村松　幹二
高知大学教授	諸澤　俊介
山口大学大学院准教授	柳原　宏

2　第1次試験専門試験（記述式）担当

心理学	お茶の水女子大学大学院教授	石口　彰
心理学	筑波大学大学院教授	藤生　英行
社会学	法政大学教授	佐藤　成基
社会学	大阪大学大学院教授	友枝　敏雄
社会福祉学	ルーテル学院大学学長	市川　一宏
社会福祉学	明治学院大学副学長	松原　康雄
教育学	東京大学准教授	勝野　正章
教育学	東京大学教授	小国　喜弘

3　第2次試験専門試験（記述式）担当

臨床心理学	徳島文理大学教授	黒澤　良輔
臨床心理学	上智大学教授	横山　恭子
発達心理学	東京大学大学院准教授	遠藤　利彦
発達心理学	北海道大学大学院教授	仲　真紀子
社会心理学	日本大学教授	岡　隆
社会心理学	専修大学教授	下斗米　淳
家族社会学	首都大学東京教授	稲葉　昭英
家族社会学	明治学院大学教授	野沢　慎司
社会病理学	関西学院大学教授	鮎川　潤
社会病理学	学校法人樟蔭学園常任理事	森田　洋司
社会福祉援助技術	流通科学大学教授	加藤　曜子
社会福祉援助技術	関西学院大学教授	前橋　信和
児童福祉論	日本女子大学教授	林　浩康
児童福祉論	関西大学教授	山縣　文治
老人福祉論	桜美林大学大学院教授	白澤　政和
老人福祉論	首都大学東京教授	和気　純子
教育方法学	九州大学大学院准教授	田上　哲
教育方法学	東海学園大学教授	的場　正美
教育心理学	京都大学教授	大塚　雄作
教育心理学	東京大学名誉教授	渡部　洋
教育社会学	中央大学教授	古賀　正義
教育社会学	お茶の水女子大学大学院准教授	浜野　隆
民法	信州大学准教授	栗田　晶
民法	慶應義塾大学大学院准教授	西　希代子
刑法	早稲田大学大学院教授	島田聡一郎
刑法	早稲田大学教授	松澤　伸

平成25年度裁判所職員採用総合職試験及び平成25年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）の受験資格の認定について

平成25年度裁判所職員採用総合職試験及び平成25年度裁判所職員採用一般職試験(大卒程度試験)の受験資格の認定について、次のとおり定める。

平成25年4月1日　最高裁判所

1　平成25年度裁判所職員採用総合職試験公告第4受験資格の項の1の⑵の「最高裁判所が⑴に掲げる者と同等の資格を有すると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者及び平成26年3月31日までにこれらの課程のいずれかを修了する見込みがある者

⑵　学校教育法第104条第4項第2号の規定に基づき大学院に相当する教育を行うと認められた課程を修了した者及び平成26年3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑶　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第2号から第4号までに規定する18年の課程を修了した者及び平成26年3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑷　学校教育法施行規則第156条第1号から第4号までの規定に基づき、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成26年の3月31日までに修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与される見込みがある者

⑸　防衛医科大学校の教育訓練を修了した者及び平成26年3月31日までに当該教育訓練を修了する見込みがある者

2　平成25年度裁判所職員採用総合職試験公告第4受験資格の項の2の⑵のイの「最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格を有すると認める者」及び平成25年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）公告の第4受験資格の項の1の⑵のイの「最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格を有すると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　学校教育法第102条第2項の規定に基づき大学院に入学したことのある者

⑵　学校教育法第104条第4項第1号の規定に基づき学士の学位を授与された者

⑶　学校教育法第104条第4項第2号に規定する課程を修了した者及び平成26年3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑷　学校教育法施行規則第155条第1項第2号から第4号までに規定する課程を修了した者及び平成26年3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑸　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）及び平成26年3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

3　平成25年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）公告の第4受験資格の項の1の⑵のエの「最高裁判所がウに掲げる者と同等の資格を有すると認める者」は、次に掲げる者とする。

⑴　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び平成26年3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑵　農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び平成26年3月31日までに当該農業者研修教育施設を卒業する見込みがある者

⑶　職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程（以下「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第60号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた職業訓練（専門課程の高度職業訓練に限る。）の訓練課程を含む。以下同じ。）を修了した者及び平成26年3月31日までに短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みがある者

⑷　森林法施行令（昭和26年政令第276号）第9条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び平成26年3月31日までに当該教育機関を卒業する見込みがある者

⑸　学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までに規定する課程を修了した者及び平成26年3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者

⑹　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間2年以上のものに限る。）の卒業者及び平成26年3月31日までに当該課程を卒業する見込みがある者

⑺　都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び平成26年3月31日までに当該農業講習所を卒業する見込みがある者